

# 農作業のうち、機械を使用する作業のすべてを受託している方も 軽油の免税証を申請できます。

次の1から3のすべてに該当する場合に申請できます。

## 1. 機械を使用する農作業のすべてを受託し、実際に農作業を行っている

(例)稲作では、耕起、代かき、植付、刈取、脱穀などの作業のうち、機械を使う作業のすべての委託を受けていること。(※稲作(麦作)のうち、刈取のみなど一部の作業の委託の場合は該当しません。)

## 2. 農作業受委託契約書を交わしている

## 3. 受託作業について、農業委員会から耕作(農作業受委託)証明書の交付を受けている

※耕作(農作業受委託)証明書の交付については所管する農業委員会にお問い合わせください。

### 注意：現在、免税軽油使用者証をお持ちのみなさんへ

- 使用者証の有効期間が残っている場合で、追加して農作業受託に係る免税証を申請される方は、下記Ⅲの書換申請書とともに、免税証の追加交付申請(提出書類は下記Ⅱと同じ)が必要です。
- 使用者証の有効期間が残っていない場合で、農作業受託に係る免税証を申請される方は下記Ⅰ及び下記Ⅱの書類が必要です。

なお、免税証の申請にあたっては、下記のとおり必要書類を作成し、各県税(小豆総合)事務所で所定の手続きをする必要があります。

#### 【提出書類】

#### Ⅰ. 使用者証(2年間有効)の申請や更新をする場合

- ・ 県証紙 400円
- ・ 免税軽油使用者証の交付申請書
- ・ 更新前の免税軽油使用者証
- ・ 耕作証明書[農業委員会発行]
- ・ 誓約書
- ・ 耕作(農作業受委託)証明書[農業委員会発行](※該当者のみ必要です。)
- ・ 全役員の氏名がわかる法人登記簿(3カ月以内発行)の写し(※法人のみ必要です。)

#### Ⅱ. 免税証(1年間有効)の申請をする場合

- ・ 免税証交付申請書
- ・ 現在有効の免税軽油使用者証
- ・ 免税軽油使用量の計算明細書(※受託部分は計算明細書を別葉にしてください。)
- ・ 実績書(免税軽油使用実績書)
- ・ 報告書(免税軽油の引取り等に係る報告書)
- ・ 使用しなかった免税証(※ある場合は返還してください。)

#### Ⅲ. 使用者証の記載内容に変更がある場合

- ・ 書換申請書
- ・ 現在有効の免税軽油使用者証

#### 【添付資料】

- 機械を変更・増加する場合・・・販売証明書や借入契約書等の所有を証する書類
- 耕作面積が変わる場合・・・耕作証明書[農業委員会発行]
- 農作業受託期間・面積が変わる場合・・・耕作(農作業受委託)証明書[農業委員会発行]

#### Ⅳ. その他、紛失届出書や返納書、交換申請書が必要になる場合があります。

※ 初めて免税証の申請をされる方、共同で申請をしている方等で不明な点等がある場合は、下記までお問い合わせください。

問合せ先：香川県県税事務所 軽油引取税課 免税担当

電話 087-806-0317(直通)